

瀬戸市地域交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 9 月 30 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第 26 号

瀬戸市地域交流センター条例の一部を改正する条例

瀬戸市地域交流センター条例（平成 22 年瀬戸市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第 1（第 3 条関係）		別表第 1（第 3 条関係）	
名称	位置	名称	位置
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
瀬戸市道泉地域交流センター	瀬戸市道泉町 5 3 番地の 5	瀬戸市道泉地域交流センター	瀬戸市道泉町 5 3 番地の 5
瀬戸市水野地域交流センター	瀬戸市中水野町 1 丁目 150 番地		

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

2 指定管理者の指定に関する手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前において行うことができる。

（瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

3 瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和 37 年瀬戸市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中水野公民館の項を削る。